

一般社団法人移行のご挨拶

謹啓 新緑の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別の御高配と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年 2012 年 12 月の J. Toxicol. Sci. (Vol. 38, No. 6)の折込、学会 HP 上でのアナウンス、及び学会員への一斉メール（2013 年 12 月 6 日付）にてご連絡しておりましたように、本学会は、2014 年 5 月 1 日をもって任意団体としての日本毒性学会から、一般社団法人日本毒性学会に移行いたしました。

一般社団法人への移行後も、その事業活動に実質的な変化はございませんが、定款に定める「毒性領域の研究の進歩進展を図ることを目的とする」法人として、過去 30 年以上の歴史の中で培ってきた本学会の活動を継続しつつ、“一般社団法人及び一般財団法人に関する法律”に基づき、より透明性と信頼性の高い組織を目指します。

なお、現在の学会会則をもとに作成した定款につきましては、近日中に学会 HP に掲載しますので、ご高覧頂きますようお願いいたします。また、既にご連絡しておりましたように、会員の皆様方には、法人化後に一般社団法人法の定める「社員」になっていただく必要がございます。その手続きにつきまして、別紙「**一般会員及び学生会員の皆様への、法人化に伴う入社に関するお知らせ**」をご確認ください。

今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願いいたします。

2014 年 5 月 1 日

謹白

日本毒性学会
理事長
眞鍋 淳

新法人名 一般社団法人日本毒性学会
旧名称 日本毒性学会
移行日 2014 年 5 月 1 日
住所 〒102-0074 東京都千代田区九段南 2 丁目 1 番 30 号イタリア文化会館ビル
電話 03-3239-7264
Fax 03-3239-7225

一般会員及び学生会員の皆様への、法人化に伴う入社に関するお知らせ

既にお知らせしておりましたように、日本毒性学会は任意団体から一般社団法人化することとなりました。“一般社団法人及び一般財団法人に関する法律”では「社員」を設定することが求められ、当学会では正学会員（一般会員及び学生会員）を「社員」と規定することとしました（定款第8条）。これに伴い、これまでの任意団体としての日本毒性学会における「一般会員及び学生会員」の皆様には、法人化後は、法人法上の「社員」となっていたいただきたく存じます。

任意団体時の「一般会員及び学生会員」と法人化後の「社員」とは、実質的な違いはございませんし、「一般会員、学生会員」という名称もこのままでございますが、手続き上、「社員」として入社していただけるか否かにつき、皆様の意思確認が必要となっております。

つきましては、「社員」として入社を希望されない方がおられましたら、時間が短く恐縮でございますが、2014年5月9日（金）までに、下記日本毒性学会事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡のないことをもって、2014年5月10日付けで「社員」として入社していただけたものとして手続きを進めさせていただきます。以上、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

2014年5月1日

日本毒性学会
理事長
眞鍋 淳

一般社団法人日本毒性学会事務局

住所 〒102-0074 東京都千代田区九段南2丁目1番30号イタリア文化会館ビル

電話 03-3239-7264

Fax 03-3239-7225

Email jsothq@jsot.jp